

平成19年度財政健全化判断比率等

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1. 健全化判断比率

指標	比率	早期健全化基準	財政再生基準	用語の説明
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%	一般会計の赤字の程度を示し、財政運営の深刻度を示す比率
連結実質赤字比率	—	20.00%	40.00%	すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての財政運営の深刻度を示す比率
実質公債費比率	12.3%	25.0%	35.0%	地方債償還金等を指標化し、資金繰りの危険度を示す比率
将来負担比率	125.1%	350.0%		地方債残高など将来支払う見込みの負担等がどれだけあるかを指標化し、将来、財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
北部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
南部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
温泉施設特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※どの特別会計も資金不足額がない(黒字)ため「—（該当なし）」で表示しています。

財政評価について

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、一般会計及び全ての会計において実質収支額が黒字であるため該当しませんが、引き続き財源の確保や経常経費の削減などに努めます。

「実質公債費比率」及び「将来負担率」は、国が示している基準を下回っており健全なものですが、比率が悪化しないよう今後とも緊急度、住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、起債に大きく頼ることのない財政運営に努めます。

「資金不足比率」も、全ての会計において決算額が黒字であるため、各会計の経営は良好な状態にあり、引き続き財政基盤の強化を図ります。

裁判所からのお知らせです

裁判員制度がはじまります

裁判員に選任されるまで

- 来年の5月21日から裁判員制度が始まります。裁判員は、選挙権のある人（衆議院議員選挙人名簿に登録された人）の中から、くじにより無作為に選ばれます。裁判員裁判の実施に向けて、全国の地方裁判所では、現在、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出して地方裁判所に提出した名簿を基に、平成21年分の裁判員候補者名簿の作成を進めています。
- 広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆さんの負担が著しく大きなものになることを避けるため、法律や政令で辞退を申し立てることができる事由（裁判員制度ウェブサイト「裁判員制度Q&A」の「裁判員になることは辞退できないのですか。」をご覧ください。）を定めています。
- 辞退の申立てに対する判断は、個々の裁判所が各裁判員候補者の具体的な事情を伺って行いますが、国民の皆さんの社会経済生活の実情に沿って適切かつ柔軟に、できる限り前倒しで行うことにより、国民の皆さんのご負担を軽減することを考えています。調査票や質問票をお送りするのも、裁判員候補者の方の事情を早くお尋ねすることにより、辞退が認められる方等が裁判員候補者として裁判所にお越しいただかなくてもよいようにするためです。ご記入・ご返送につきご協力ください。
- 平成19年に全国の地方裁判所で受理した裁判員裁判の対象事件は約2,600件ですが、補充裁判員を1件につき2人選任すると仮定して試算すると、1年間で約5,000人に1人が裁判員又は補充裁判員に選任される計算になります。